

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章の四（略）</p> <p>第五章の五 指定紛争解決機関（第十九条の七―第十九条の九）</p> <p>第五章の六 特定金融指標算出者（第十九条の十・第十九条の十一）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（短期大量譲渡の基準）</p> <p>第十四条の八 法第二十七条の二十五第二項に規定する政令で定める基準は、同項の変更報告書に記載すべき変更後の株券等保有割合（法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合をいう。以下この条において同じ。）が、当該変更報告書に係る大量保有報告書（法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の二十六第一項に規定する大量保有報告書をいう。）又は当該大量保有報告書に係る他の変更報告書（法第二十七条の二十五第一項又は第二十七条の二十六第二項に規定する変更報告書をいう。）に記載された又は記載すべきであつた株券等保有割合（当該変更後の株券等保有割合の計算の基礎となつた日の六十日前の日以後の日を計算の基礎とするも</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章の四（略）</p> <p>第五章の五 指定紛争解決機関（第十九条の七―第十九条の九）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（短期大量譲渡の基準）</p> <p>第十四条の八 法第二十七条の二十五第二項に規定する政令で定める基準は、同項の変更報告書に記載すべき変更後の株券等保有割合（法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合をいう。以下この条において同じ。）が、当該変更報告書に係る大量保有報告書（法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の二十六第一項に規定する大量保有報告書をいう。）又は当該大量保有報告書に係る他の変更報告書（法第二十七条の二十五第一項又は第二十七条の二十六第二項に規定する変更報告書をいう。）に記載された又は記載すべきであつた株券等保有割合（当該変更後の株券等保有割合の計算の基礎となつた日の六十日前の日以後の日を計算の基礎とするも</p>

の及び当該六十日前の日の前日以前の日を計算の基礎とするもので当該六十日前の日に最も近い日を計算の基礎とするものに限る。）のうち最も高いものの二分の一未満となり、かつ、当該最も高いものより百分の五を超えて減少したことをとする。ただし、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者又はその共同保有者が当該変更後の株券等保有割合の計算の基礎となつた日前六十日間（次項において「短期大量譲渡報告対象期間」という。）に株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計が、当該最も高いものの二分の一以下である場合又は百分の五以下である場合には、この限りでない。

2 法第二十七条の二十五第二項に規定する政令で定める者は、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者又はその共同保有者から短期大量譲渡報告対象期間に譲渡を受けた株券等の数の合計を当該提出する者の保有株券等の総数（法第二十七条の二十三第四項に規定する保有株券等の総数をいう。）とみなした場合における当該提出する者の株券等保有割合が百分の一に満たない者とする。

（登録申請書における電子募集取扱業務を行う旨の記載を要しない有価証券）

第十五条の四の二 法第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一 法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券

の及び当該六十日前の日の前日以前の日を計算の基礎とするもので当該六十日前の日に最も近い日を計算の基礎とするものに限る。）のうち最も高いものの二分の一未満となり、かつ、当該最も高いものより百分の五を超えて減少したことをとする。

（新設）

（新設）

二 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している有価証券

三 第二条の十一に規定する有価証券

四 法第四条第一項から第三項までの規定による届出又は発行登録（法第二十三条の三第三項に規定する発行登録をいう。）が行われている有価証券

五 有価証券に関して法第四条第七項に規定する開示が行われている場合（同項第二号に掲げる場合に限る。）における当該有価証券

六 法第四条第一項第四号に該当する売出しに係る有価証券

七 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利のうち、当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて金銭の貸付けを行う事業に係るもの

（登録の基準となる法律の範囲）

第十五条の六 法第二十九条の四第一項第一号ハ及び第三十三条の五

第一項第二号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 十五（略）

（金融商品取引業者の最低資本金の額等）

第十五条の七 法第二十九条の四第一項第四号イ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額は、

（登録の基準となる法律の範囲）

第十五条の六 法第二十九条の四第一項第一号ロ及び第三十三条の五

第一項第二号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 十五（略）

（金融商品取引業者の最低資本金の額等）

第十五条の七 法第二十九条の四第一項第四号（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額は、

、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一・二 (略)

三 第一種金融商品取引業(第一種少額電子募集取扱業務(法第二十九條の四の第二十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。))を除く。)を行おうとする場合(前二号に掲げる場合を除く。) 五千万円

四 投資運用業(適格投資家向け投資運用業(法第二十九條の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。))を除く。)を行おうとする場合(第一号及び第二号に掲げる場合を除く。) 五千万円

五 第二種金融商品取引業(法第二十八條第二項に規定する第二種金融商品取引業をいい、第二種少額電子募集取扱業務(法第二十九條の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。))を除く。)を行おうとする場合(前各号に掲げる場合を除く。) 千万円

六 第一種少額電子募集取扱業務を行おうとする場合(第一号から第四号までに掲げる場合を除く。) 千万円

七 適格投資家向け投資運用業を行おうとする場合(第一号から第四号までに掲げる場合を除く。) 千万円

八 第二種少額電子募集取扱業務を行おうとする場合(前各号に掲げる場合を除く。) 五百万円

2

申請者が外国法人である場合において、法第二十九條の四第一項

。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一・二 (略)

三 第一種金融商品取引業又は投資運用業(適格投資家向け投資運用業(法第二十九條の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。))を除く。)を行おうとする場合(前二号に掲げる場合を除く。) 五千万円

(新設)

四 第二種金融商品取引業(法第二十八條第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。))を行おうとする場合(前三号に掲げる場合を除く。) 千万円

(新設)

五 適格投資家向け投資運用業を行おうとする場合(第一号から第三号までに掲げる場合を除く。) 千万円

(新設)

2

申請者が外国法人である場合において、法第二十九條の四第一項

第四号イの資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算するときは、法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録の申請の時ににおける外国為替相場によるものとする。

(金融商品取引業者の最低純財産額)

第十五条の九 法第二十九条の四第一項第五号ロ(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める金額は、第十五条の七第一項各号(第五号及び第八号を除く。)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

2 (略)

(第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務において募集の取扱い等ができない有価証券)

第十五条の十の二 法第二十九条の四の二第十項に規定する政令で定めるものは、第十五条の四の二第四号及び第五号に掲げる有価証券とする。

2 法第二十九条の四の三第四項に規定する政令で定めるものは、第二条の九第一項に規定する権利、第二条の十第一項第五号に掲げる権利及び第十五条の四の二第七号に掲げる権利とする。

(発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額が少額である有価証券の募集の取扱い等)

第十五条の十の三 法第二十九条の四の二第十項及び第二十九条の四

第四号の資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算するときは、法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録の申請の時における外国為替相場によるものとする。

(金融商品取引業者の最低純財産額)

第十五条の九 法第二十九条の四第一項第五号ロ(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める金額は、第十五条の七第一項各号(第四号を除く。)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

2 (略)

(新設)

(新設)

の三第四項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 発行価額の総額として内閣府令で定める方法により算定される額が一億円未満であること。

二 取得する者が払い込む額として内閣府令で定める方法により算定される額が五十万円以下であること。

第十五条の十の四、第十五条の十の八 (略)

(営業保証金の額)

第十五条の十二 法第三十一条の二第二項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二種金融商品取引業（法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいい、第二種少額電子募集取扱業務を除く。）を行う個人 千万円

二 (略)

三 第二種少額電子募集取扱業務を行う個人（第一号に掲げる者を除く。） 五百万円

(営業保証金に代わる契約の要件)

第十五条の十三 金融商品取引業者（第二種金融商品取引業（法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。）

第十五条の十の二、第十五条の十の六 (略)

(営業保証金の額)

第十五条の十二 法第三十一条の二第二項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二種金融商品取引業を行う個人 千万円

二 (略)

(新設)

(営業保証金に代わる契約の要件)

第十五条の十三 金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う個人及び投資助言・代理業のみを行う者に限る。以下この条から第十

〔を行う個人及び投資助言・代理業のみを行う者に限る。以下この条から第十五条の十五までにおいて同じ。〕は、法第三十一条の二第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行、保険会社その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一～三 (略)

(金銭に類するもの)

第十六条の七 法第四十条の三及び第四十条の三の二に規定する金銭に類するものとして政令で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)  
 第十七条の十六 金融商品取引業者等が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十三条の三	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
本店その他の営業所又は	(略)			
本店及び国内における	(略)			

五条の十五までにおいて同じ。〕は、法第三十一条の二第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行、保険会社その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一～三 (略)

(金銭に類するもの)

第十六条の七 法第四十条の三に規定する金銭に類するものとして政令で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)  
 第十七条の十六 金融商品取引業者等が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十三条の三	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
本店その他の営業所又は	(略)			
本店及び国内における	(略)			

第一項第六号	事務所	主たる営業所又は事務所 その他の営業所又は 事務所
(略)	(略)	(略)

(金融商品仲介業者に関する読替え)

第十八条の三 法第六十六条の十五に規定する金融商品仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十三に規定する法第六十六条の登録若しくは金融商品仲介業者又は法第六十六条の二十五に規定する金融商品仲介業者について、法の規定を準用する場合における法第六十六条の十五、第六十六条の二十三及び第六十六条の二十五の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十七条	(略)	読み替える法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第五十一条、第五十一条	(略)	(略)	(略)	(略)
第六十六条の二十第一	(略)	(略)	(略)	(略)

第一項第五号	事務所	主たる営業所又は事務所 その他の営業所又は 事務所
(略)	(略)	(略)

(金融商品仲介業者に関する読替え)

第十八条の三 法第六十六条の十五に規定する金融商品仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十三に規定する法第六十六条の登録若しくは金融商品仲介業者又は法第六十六条の二十五に規定する金融商品仲介業者について、法の規定を準用する場合における法第六十六条の十五、第六十六条の二十三及び第六十六条の二十五の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十七条	(略)	読み替える法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第五十一条、第五十一条	(略)	(略)	(略)	(略)
第六十六条の二十第一	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>の二、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条、第五十四条又は前条</p>	<p>第二十九条若しくは第三十三条の二の登録、第三十条第一項若しくは第三十一条第六項の認可、同条第四項の変更登録若しくは第三十五条第四項の承認</p>	<p>第六十六条の登録</p>	<p>第三十条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十一条、第五十一条の二、第五十二条第一項若しくは第二項、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十三条、第五十四条若しくは前条</p>
---	---	-----------------	---

<p>の二、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条、第五十四条又は第五十六条の三</p>	<p>第二十九条若しくは第三十三条の二の登録、第三十条第一項若しくは第三十一条第六項の認可、第三十一条第四項の変更登録、第三十五条第四項の承認若しくは前条第三項若しくは第四項の承認</p>	<p>第六十六条の登録</p>	<p>第三十条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十一条、第五十一条の二、第五十二条第一項若しくは第二項、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十三条、第五十四条、第五十六条の三若</p>
--	--	-----------------	--

	(略)	読み替える法の規定	(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものに対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え) 第十八条の四の六 信用格付業者が法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものである場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十六条の四十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。
第二十九条の四 第一項第二号	(略)	読み替えられる字句	
役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。)	(略)	読み替える字句	

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

	(略)	読み替える法の規定	(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものに対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え) 第十八条の四の六 信用格付業者が法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものである場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十六条の四十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。
第二十九条の四 第一項第二号	(略)	読み替えられる字句	
役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。)	(略)	読み替える字句	

(略)	(略)	しくは前条第二項
(略)	(略)	(略)



<p>十一條第六項の認可、同 條第四項の変更登録若し くは第三十五條第四項の 承認</p>	<p>第三十條の二第一項の規 定により条件を付するこ ととしたとき、又は第五 十一條、第五十一條の二 、第五十二條第一項若し くは第二項、第五十二條 の二第一項若しくは第二 項、第五十三條、第二十 四條若しくは前條</p>	<p>第六十六條の四十一又 は第六十六條の四十二</p>
---	---	----------------------------------

(加入義務を負わない金融商品取引業者等)

第十八條の七の二 法第七十九條の二十七第一項に規定する政令で定  
める金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業を行わない金融商  
品取引業者及び法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額  
電子募集取扱業者とする。

<p>十一條第六項の認可、第 三十一條第四項の変更登 録、第三十五條第四項の 承認若しくは前條第三項 若しくは第四項の承認</p>	<p>第三十條の二第一項の規 定により条件を付するこ ととしたとき、又は第五 十一條、第五十一條の二 、第五十二條第一項若し くは第二項、第五十二條 の二第一項若しくは第二 項、第五十三條、第二十 四條、第五十六條の三若 しくは前條第二項</p>	<p>第六十六條の四十一又 は第六十六條の四十二</p>
---	---	----------------------------------

(加入義務を負わない金融商品取引業者等)

第十八條の七の二 法第七十九條の二十七第一項に規定する政令で定  
める金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業を行わない金融商  
品取引業者とする。

2 法第七十九条の二十七第二項に規定する政令で定める者は、同項に規定する登録又は変更登録を受けて第一種金融商品取引業を行うとしない者及び第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする者とする。

第五章の六 特定金融指標算出者

(特定金融指標算出者による書類の届出期限)

第十九条の十 法第五十六条の八十六第一項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

(業務規程の認可を受ける期限)

第十九条の十一 法第五十六条の八十七第一項に規定する政令で定める期間は、六月とする。ただし、外国の者である特定金融指標算出者(法第五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。)が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、法第五十六条の八十七第一項の指定を受けた日から六月以内に同項の認可を受けることができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(内部統制報告書に係る監査証明が免除される期間の起算日)

第三十五条の三 法第九十三条の二第二項第四号に規定する政令で

2 法第七十九条の二十七第二項に規定する政令で定める者は、同項に規定する登録又は変更登録を受けて第一種金融商品取引業を行うとしない者とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

定める日は、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（第四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る。）の発行者に初めて該当することとなつた日（その日が当該発行者の事業年度開始後三月以内の日である場合には、その事業年度開始後三月を経過した日）とする。

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条 法第九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）  
、第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）  
、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）  
、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第三百六十二条及び第三百六十三条から第三百七十一条まで

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条 法第九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）  
、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）  
、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）  
、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第三百六十二条及び第三百六十三条から第三百七十一条まで

の規定並びに法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三において準用する法第三十八条（第八号に係る部分に限る。）及び第四十条（第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

3・4 （略）

5 法第九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会又は当該協会を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのもの限り、法第六十六条の十五にお

での規定並びに法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三において準用する法第三十八条（第七号に係る部分に限る。）及び第四十条（第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

3・4 （略）

5 法第九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会又は当該協会を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのもの限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の

て準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第六十三条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十三条から第六十七条まで若しくは第六十八条から第七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

6 法第九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号に

二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第六十三条第一項、第五十七条から第五十九条まで若しくは第六十八条から第七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

6 法第九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのもの限り、法第六十六



は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。)  
、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第五百七十七条から第五十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条までの規定又は法第六百六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)  
若しくは第三項若しくは第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三 (略)

8 法第九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者(法第五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。)の次に掲げる行為に関する法第五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三(外国金融商品市場における有価証券の売買その他の取引又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。)、第三十六条第二項、第三十七条から第三十条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条(同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。)、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十

二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第五百七十七条から第五十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条までの規定又は法第六百六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)  
若しくは第三項若しくは第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三 (略)

8 法第九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者(法第五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。)の次に掲げる行為に関する法第五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条(同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。)、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第五百七十七条から第五十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条まで

三条第一項、第五百五十七条から第五百五十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条までの規定又は法第六百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

9（略）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二（略）

2 長官権限（法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三十三条の四、第六十六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（法第九十九条において準用する場合を含む。）、第五十一条（法第五十三条の四において準用する場合を含む。）、

の規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

9（略）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二（略）

2 長官権限（法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三十三条の四、第六十六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（法第九十九条において準用する場合を含む。）、第五十一条（法第五十三条の四において準用する場合を含む。）、

第五百五十五条の九、第五百五十六条の五の四、第五百五十六条の五の八、第五百五十六条の十五、第五百五十六条の二十の十二、第五百五十六条の三十四、第五百五十六条の五十八並びに第五百五十六条の八十の規定による権限並びに法第五百五十六条の八十九の規定による権限（特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十三号に規定する債権（金銭の貸借により生ずるものに限る。）の利率で金融庁長官の指定するものに係るものを除く。）は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3| 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

4| (略)

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任)  
第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にはあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

第五百五十五条の九、第五百五十六条の五の四、第五百五十六条の五の八、第五百五十六条の十五、第五百五十六条の二十の十二、第五百五十六条の三十四、第五百五十六条の五十八並びに第五百五十六条の八十の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(新設)

3| (略)

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任)  
第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にはあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第二十七条の二十三第一項並びに第二十七条の二十六第一項及び第四項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項並びに第二十七条の二十六第二項及び第五項の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二・三 (略)

2 長官権限のうち、法第二十七条の二十五第三項(第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。)並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

3・4 (略)

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関、特別金融商品取引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。)は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任

一 法第二十七条の二十三第一項並びに第二十七条の二十六第一項及び第四項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項及び第五項の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二・三 (略)

2 長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項(第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。)並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

3・4 (略)

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関、特別金融商品取引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。)は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任

する。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇六 (略)

七 法第三十一条の二第四項、第四十六条の三第三項（法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十六条の三及び第六十三条第五項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令

八 法第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書及び第四十九条の四第二項の規定による承認

九〇二十五 (略)

三〇七 (略)

（金融機関に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る）、金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇二 (略)

三 法第四十八条の二第三項及び第六十三条の三第二項において準

する。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇六 (略)

七 法第三十一条の二第四項、第四十六条の三第三項（法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十六条の三、第五十六条の四第二項及び第六十三条第五項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令

八 法第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書、第四十九条の四第二項並びに第五十六条の四第三項及び第四項の規定による承認

九〇二十五 (略)

三〇七 (略)

（金融機関に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る）、金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇二 (略)

三 法第四十八条の二第三項、第五十六条の四第二項及び第六十三

用する法第六十三条第五項の規定による命令

四〇六 (略)

(削る)

七〇十 (略)

十一 法第八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第七号に規定する聴聞に係るもの

十二〇十五 (略)

三〇七 (略)

(委員会の法令違反行為を行った者の氏名等の公表に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条の四の二 長官権限のうち第三十八条の二第四項の規定により委員会に委任された法第九十二条の二の規定による権限は、法令違反行為を行った者の住所若しくは居所の所在地又は法令違反行為が行われた地を管轄する財務局長（当該所在地又は当該行われた地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地又は当該行われた地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に

条の三第二項において準用する法第六十三条第五項の規定による命令

四〇六 (略)

七 法第五十六条の四第三項及び第四項の規定による承認

八〇十一 (略)

十二 法第八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第八号に規定する聴聞に係るもの

十三〇十六 (略)

三〇七 (略)

(委員会の法令違反行為を行った者の氏名等の公表に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条の四の二 長官権限のうち第三十八条の二第三項の規定により委員会に委任された法第九十二条の二の規定による権限は、法令違反行為を行った者の住所若しくは居所の所在地又は法令違反行為が行われた地を管轄する財務局長（当該所在地又は当該行われた地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地又は当該行われた地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に

掲げる罪とする。

一～三 (略)

四 法第九十八條第二號の二から第二號の四までの罪

五～八 (略)

九 法第二百五條第一號から第四號まで、第六號の二から第六號の

四まで、第十一號、第十二號、第十四號又は第十八號から第二十  
号までの罪

掲げる罪とする。

一～三 (略)

四 法第九十八條第二號の二又は第二號の三の罪

五～八 (略)

九 法第二百五條第一號から第四號まで、第六號の二から第六號の

四まで、第十一號、第十二號又は第十八號から第二十号までの罪

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年 月 日）から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券について電子募集取扱業務（同号に規定する電子募集取扱業務をいう。次条第一項において同じ。）を行っている金融商品取引業者（新金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次項及び附則第四条において同じ。）は、改正法の施行の日において同号に掲げる事項について変更をしようとするものとみなして、新金融商品取引法第三十一条第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者は、改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間（当該金融商品取引業者が当該期間内に同号に掲げる事項について同項の変更登録の申請をした場合には、当該変更登録又はその拒否の処分までの間。次項において同じ。）

）は、同号に掲げる事項について、同条第四項の変更登録を受けなくても、引き続き、当該電子募集取扱業務を行うことができる。

2 前項に規定する金融商品取引業者については、新金融商品取引法第四十三条の五の規定は、改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

第三条 改正法の施行の際現に新金融商品取引法第三十三条の三第一項第五号に規定する有価証券について電子募集取扱業務を行っている登録金融機関（新金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。次項において同じ。）は、改正法の施行の日において同号に掲げる事項について変更があったものとみなして、新金融商品取引法第三十三条の六第一項の規定を適用する。この場合において、当該登録金融機関は、改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、同項の規定による届出をしないでも、引き続き、当該電子募集取扱業務を行うことができる。

2 前項に規定する登録金融機関については、新金融商品取引法第四十三条の五の規定は、改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間（当該期間内に新金融商品取引法第三十三条の六第一項の規定による届出を行ったときは、当該届出を行った日までの間）は、適用しない。

第四条 外国法人である金融商品取引業者（新金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者であつて、国内において取引所取引業務（新金融商品取引法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいい、国内にある者を相手方として行うものを除く。）以外のものを行わない者に限る。）については、改正法の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、新金融商品取引法第二十九条の四第一項第四号ロ及びハの規定は、適用しない。